

第17回教育委員会会議

1 日時 令和5年10月31日（火） 午後3時30分～午後5時25分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
飯田 明子	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
富山富士子	第3教育ブロック担当部長
西 徹	市立中央図書館長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
武井 宏蔵	施設整備課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長
瀬脇 浩 首席指導主事
大多 一史 市立中央図書館総務担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (3) 案件

議案第93号	市会提出予定案件（その8）（（仮称）区画整理記念・交流会館建設工事請負変更契約締結について）
議案第94号	市会提出予定案件（その9）（義務教育学校生野未来学園建設工事請負契約締結について）
議案第95号	市会提出予定案件（その10）（成育小学校建設工事請負契約締結について）
議案第96号	市会提出予定案件（その11）（伝法小学校建設工事請負契約締結について）
議案第97号	市会提出予定案件（その12）（西中学校建設工事請負契約締結について）
議案第98号	市会提出予定案件（その13）（横堤中学校建設工事請負契約締結について）
議案第99号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について
議案第100号	職員の人事について
議案第101号	職員の人事について
議案第102号	職員の人事について
報告第34号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第

三者委員会への諮問について

報告第35号 学校における不適切な対応に係る今後の対応について

協議題第25号 「識字・日本語教育基本方針」について

なお、議案第99号から第102号、報告第34号および第35号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第93号から第98号、協議題第25号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第93号「市会提出予定案件（その8）について」を上程。

西市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

港図書館については、現在建設中の区画整理記念・交流会館内に移転する計画であるが、本案件はその建設工事の契約変更に伴って議会の議決を経る必要があることから、市会への上程に際し、教育委員会会議に諮るものである。区画整理記念・交流会館建設工事請負契約のうち、建設工事の契約額について、当初23億6,830万円で締結していた。これまで3回の契約変更を行ってきたが、今回、物価高騰により、建設工事受注者から請負金額の変更に係る請求を受け、国土交通省の策定している工事契約書第26条第5項運用マニュアルに基づいて算定した結果、契約変更予定金額が28億8,795万1,000円となって、当初契約額の2割を超えることになることから、議会の議決に付す必要が生じたものである。なお、新港図書館の開館については、令和6年4月をめざして進めているところである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第94号「市会提出予定案件（その9）について」から議案第98号「市会提出予定案件（その13）について」までを一括して上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第94号から第98号については、いずれも校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、予定価格が6億円を超えることから、今後、市会での審議を経る必要があるものである。

議案第94号について、生野区の義務教育学校「生野未来学園」においては、児童生徒数

が増加しており、既存の校舎では教室数が不足する見込みであることから、校舎を増築し、普通教室等を確保するものである。3階建ての校舎1棟の建設等について、大勝建設株式会社と契約金額8億6,438万円で契約したいと考えている。

議案第95号について、城東区の成育小学校において、老朽化に伴い昭和38年から昭和54年に建てられた校舎を建て替えるものである。5階建て建物1棟の建設等について、野村建設工業株式会社と契約金額12億9,690万円で契約したいと考えている。

議案第96号について、此花区の伝法小学校において、老朽化に伴い昭和33年から昭和34年に建てられた校舎を建て替えるものである。4階建ての屋上プール付屋体棟1棟の建設等について、生川建設株式会社と契約金額9億9,330万円で契約したいと考えている。なお、伝法小学校については、2期に分けて工事を実施する予定としており、現行の屋体棟があるが、この屋体棟については第2期工事で解体する予定としている。

議案第97号について、西区の西中学校において、老朽化に伴い昭和55年に建てられた鉄骨造の屋体棟を建て替えるものである。2階建ての屋体棟1棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額6億2,480万円で契約したいと考えている。

議案第98号について、鶴見区の横堤中学校において、老朽化に伴い昭和56年に建てられた鉄骨造の屋体棟を建て替えるものである。2階建ての屋体棟1棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額5億8,740万円で契約したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 2点、質問させていただきます。まず、議案第94号の生野未来学園の建設工事ですけれども、児童生徒が増えているということで、説明を伺ったところ、場所によっては凄く減っているところと増えつつあるところと二極化しているとのことですが、ここで生野未来学園の校区で児童生徒が増えているという状況について、理由は何でしょうか。絶対に今後増えていくという見込みでしょうか。その点についてお聞かせください。

【武井施設整備課長】 施設整備課で毎年推計を取っておりまして、今生まれた0歳児から5歳児までをきちんと住民基本台帳で拾いまして、その方々が全員入ってくるという想定をいたしまして、学級数を推計いたします。もちろん下振れはするのですけれども、教室が足りなくなったら駄目ですので、そういった生まれた子ども全員が入ってくことで推計を取って、この地域については0歳児から5歳児も含めて見たところ、将来にわたって推計上増えていくと見込まれるので、教室を造っておくということになっています。

【赤木委員】 その原因、例えばマンションがいっぱい建ったとか、何かそういうことで一時的なものではないということで工事に入ったということなのでしょうか。

【武井施設整備課長】 そうですね、はい。

【赤木委員】 分かりました。この生野未来学園というのは、義務教育学校として特別なプログラムを組んでいるところですので、質問したのは、もしかしてその外からそういう教育に惹かれて移ってくるのかということがあるのかなと思って少し質問をさせていただきました。それともう1点ですけれども、議案第96号の伝法小学校で工事をするということで、屋上にプールを造るということですが、これまでどこの小学校にもプールがあって、それが老朽化してきていて、昨今ニュースでプールの水を出しっ放しにした、それで先生とか校長に賠償させるということがあるのですけれども、また、この屋上のプールを造るということに対して、これはそのメンテナンスとかそういうことを考えて、大変なことであると思うので、造らずに民間のプールを利用するとか、あるいはまとめて他の小学校と使うとかそういうことではないのでしょうか。ここはもう伝法小学校のみ利用ということになるのでしょうか。

【武井施設整備課長】 現在、この屋体棟の南側のほうにプールがございまして、ゆくゆくは解体するのですけれども、基本的に校舎の上ですとか屋体の上にプールを乗せる場合は、小学校の場合、校地が1万平米を割っている場合、要するに平屋のプールを建てられる場所がない、運動場が狭くなるといった理由で、校舎の上ですとか屋体の上に建設しております。赤木委員がおっしゃった民間のプールの利用については、工事中で、どうしてもプールの授業が滞るとか貸してもらえない場所がないといった場合は、学校と連携をしましてそういったことも考えられますが、永遠に民間のプールを使うということは今現在考えておりませんので、伝法小学校も含めて、どこの小学校も中学校もその学校の専属のプールを整備していくということとしております。

【赤木委員】 分かりました。そういう方針で進めていくということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第99号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和３年度より、いじめ防止対策推進法第28条第１項の重大事態が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査の実施後に当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対して諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。今般、大阪市立学校の児童生徒の事案に関して、当該児童生徒保護者より詳細調査の実施希望があったが、事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。調査審議の範囲として、ア、本事案に関する事実関係の調査、イ、本事案に係る学校及び教育委員会対応の検証及び分析、ウ、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討の３点とした上で、第三者委員会の意見を取りまとめた報告書により教育委員会宛てに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

続いて、専門委員の委嘱について説明する。本事案は事実関係の調査及び認定に慎重な作業が必要になることに加え、関係者の聞き取りが多く発生することが見込まれるため、適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、専門委員として事実関係の調査及び認定に関し専門的な知識と経験を有する弁護士、並びにカウンセリングに専門的な知識と経験を有する臨床心理士が必要不可欠であると考えている。よって、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第５条第２項の規定に基づいて、第三者委員会の専門委員を委嘱することについて決定いただきたいと考えている。専門委員の候補は、相原健吾弁護士、金子真理子臨床心理士、森山ジェニー弁護士である。相原弁護士と森山弁護士は、それぞれ兵庫県弁護士会及び大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属され、子どもの権利に関わる幅広い見識を持っている。また、金子臨床心理士は、京都府京田辺市や京都教育大学附属桃山小学校、幼稚園でスクールカウンセラーとして活動しており、子どもや学校が抱える問題に関しての豊富な知見を持っている。以上の点から、本事案の詳細調査を実施いただく専門委員として適任であると考えている。委嘱期間は令和５年11月１日から、本事案の調査審議が終了するまでの間とする。なお、今後のスケジュールについて、本日の教育委員会会議で承認をいただいた後、できる限り速やかに会議を開催できるよう進めてまいりたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第34号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員

会への諮問について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、第三者委員会による初動調査の結果を踏まえ、当該児童生徒保護者から詳細調査の実施希望があったものである。本事案については、保護者から第三者委員会の事務局業務を教育委員会が担うことに否定的な意向が示されたため、市長部局において第三者委員会の関係事務を所管している総務局との協議を経た上で、令和5年10月4日付で市長による諮問が行われるに至ったものである。調査審議の範囲については、（１）事実関係の調査、（２）学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、（３）調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討とし、これらに関する意見を取りまとめ、市長及び教育委員会宛てに答申をいただくよう諮問されている。今般の諮問を受けて、令和5年10月4日に第三者委員会に部会が設置されており、本事案の詳細調査は当該部会により実施されることになる。なお、10月26日に第1回部会会議を開催している。

報告第35号「学校における不適切な対応に係る今後の対応について」を上程。

富山第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は令和4年4月26日、本件保護者から申出があり、同年7月14日、会議が実施された。令和4年8月29日、第1回会議後、49回の審議を経て、令和5年9月8日、報告書が提出された。再発防止策として、1、問題事案発生時の初期対応について改めて周知すること、2、配慮を要する児童への支援についての理解を一層深めること、3、学校と保護者及び教育委員会との連携を一層図ること、4、他機関との連携を一層図ること、の4点が挙げられている。今後の対応としては、報告書で指摘されている再発防止策については既に実施していることから、引き続き取組を着実に進めるとともに、とりわけ大阪市いじめ対策基本方針や体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために等の方針・指針については、教職員の一層の理解に向け、研修会等の機会を活用し、改めて周知徹底を図っていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 配慮を要する子どもの対応について、今凄く増えてきていると思いますので、各学校いろいろ対応に悩んでいる方も多いのかなと思っております。どういう対応がいいのですかね。

【富山第3教育ブロック担当部長】 やはり校内委員会等において個別の支援計画等を策定したり、また専門家の意見も聞いたりしながらそういったものをつくって、教職員間でしっかりと共有し、支援することが必要だと考えております。

【異委員】 チーム学校ということで、いろいろな組織とか外部の力もお借りして進めていくのかなと思いました。

【平井委員】 授業がない時期の学びの保障はどうされていきましたか。

【富山第3教育ブロック担当部長】 ほかの時間でフォローしております。

【平井委員】 大切なのは、教育委員会が学びの保障をどのように考え、現場と連携しながらどのように取り組むかを保護者の方に伝わるようにしておくことではないでしょうか。生徒指導とカウンセラーとの連携はどういった感じですか。

【富山第3教育ブロック担当部長】 今回のケースでは、スクールカウンセラーは活用されておりませんでした。しかしながら、SSETの研修で助言をいただいたり、専門家を招いて全職員で研修を受けたりということはありませんでしたが、なかなか結果に結びつかなかったということは正直ございました。

【平井委員】 今後、このような事案がおきたときに的確に対応できるように、カウンセラーや心療内科などの専門家と連携してバックアップ体制があることをしっかりと現場に落とし込んでほしいです。

【森末委員】 とても難しい事案だと思いますね。警察との連携はどういうことを考えているのでしょうか。

【富山第3教育ブロック担当部長】 指針によりますと、レベル3の場合は、学校内での警察との連携となっており、例えば説諭が考えられます。本件の場合は、指導計画が立てられていなかったところが不十分であり、しっかりと計画を立てた上で連携することが必要だと思っております。

【森末委員】 きちんと計画が立っていなかったということなどを踏まえて、今後どうすべきかと本当に考えていただきたいと思います。

【平井委員】 教育委員会側が主体性を発揮して進めていかないと、うまく落とし込めないのではないかと危惧します。

【赤木委員】 私がドイツの学校を幾つか見学した中で、カウンセラーとかそういう人にアンダーコントロールというのを一つのイベントとして取り入れていました。日本の学校は本当に外部から閉ざされていて、セキュリティーの問題もあると思うのですけれど

も、民間も含めていろいろなサポートを受けられるのがいいのではないかなと思いました。

【平井委員】 日本の学校は地域性に根づく文化を持っていますから、それを十分踏まえた上での検討になると思います。ただし、働き方という点では、海外の事例には参考になるものが多いので、十分に調べ、活用できるものは活用するというスタンスでしょうね。

【多田教育長】 本件につきましては非常に困難なケースで、当時を思い起こしましても学校も本当に大変で、事務局も組織を挙げて対応はしていきまされたけれども、長くかかりました。今回、報告書ということで、まとめもされました。今日、皆様先生方から、いろいろ専門的な立場からのご意見を頂戴しましたので、今後この件について、できれば事務局の中でも議論をした上で、今後の取組に少しでも資することができるように取り組んでいきたいと思っております。また、ご意見をいただく機会もあるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

協議題第25号『『識字・日本語教育基本方針』について』を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

本基本方針素案については、6月27日の教育委員会会議において議決をいただき、その後パブリックコメントを実施してきた。本日は、そのパブリックコメントの結果概要と意見に対する本市の考え方、そしてパブリックコメントを踏まえて修正しようと考えている内容について、説明させていただく。

パブリックコメントについては、7月3日から8月4日まで意見募集を行って、809通、968件の意見をいただいた。パブリックコメントとしては異例の件数となっているが、大半が識字・日本語教室の学習者、あるいはボランティア等の関係者の方からのもので、教室の感想であるとか教室をなくさないでほしいという意見が非常に多くなっている。意見の内訳としては、様々な意見、複数の内容を含む意見等もいただいているので、あくまで便宜上の分類ということにはなるが、基本方針全体に関することが258件、基本方針の各章に関する意見が645件、そのほか基本方針の記載に関する意見、あるいはパブリックコメントの手法等に関する意見、また、本基本方針に関わらないそのほかの教育行政や市政、外国人労働者に関する意見などをいただいている。具体的な内容については、主な意見を抜粋して記載している。左側にいただいた意見の要旨、右に意見に対する本市の考え方を記載しており、ご意見を踏まえて修正を行う予定のものについては、右端の対応欄に丸を入れ

ている。対応状況としては、より趣旨が明確に伝わるよう素案の文案を補強する、あるいは誤解が生じないように修正するといった視点からの対応が主となっている。

主なものについて、かいつまんで説明させていただく。まず、「社会教育領域あるいは成人基礎教育における方針だということを明記すべき」という意見があったので、第Ⅰ章、「１．目的」において「社会教育領域における」と追記をした。「潜在的な学習者について記載が不足している」という意見に対しては、第Ⅰ章、「１．目的」と、「施策の対象」の項において、それぞれ具体的な潜在的学習者について追記をした。また、「今後の方向性に識字の記載が少ない」といった意見に対しては、方向性１の「③多様な学習ニーズに応じた識字・日本語学習環境の整備」において、識字学習者の多様化について追記をしたほか、識字・読み書きといった文言、また識字に関わる多様な団体・NPO等、連携先についても追記をした。「中学校夜間学級についての言及が現状についてしか書かれていない」ということがあったので、それに対しては、方向性１の「②交流を通した識字・日本語学習機会の充実」において、継続的な学習機会の保障といった観点から、引き続き中学校夜間学級と連携して取り組む旨の追記をする。また、「第Ⅲ章で目標として人権保障があることを明記すべき」といった意見については、本基本方針ではめざすべき姿の①において、既に「言語習得の機会の提供はセーフティネットのひとつであり、日本人・外国人を問わず、学びを必要とする全ての人に保障されるべき基本的人権であると言えます」というふうに記載をしているところであるが、「タイトルに大きく人権保障を掲げるべき」、また「セーフティネットという言葉では少し意味合いが弱いのではないか」といった意見があったので、めざすべき姿①のタイトルを「セーフティネットとしての言語習得機会の保障」から「人権に根ざした言語習得機会の保障」に修正をしている。「言語面だけでなく様々な障壁をなくす取組が必要」といった意見については、めざすべき姿③において、日常生活や社会との関わりにおいて制約となる障壁を取り除いていくことの重要性、また相互理解の促進が欠かせないことを追記している。また、本基本方針では、入門・基礎レベルの日本語教室と交流を通した識字・日本語教室の双方が必要であることを記載しているが、その役割分担を明確にする必要性について指摘をいただいたものもあり、今後、具体的な施策、特に緊急性の高い入門基礎レベルの教室の充実を図る中で、この指摘を踏まえた体系化を検討してまいりたいと考えている。また、ボランティアの確保や研修に関する意見も多く寄せられていて、いずれも本文に記載のとおり充実を図る旨、回答しているが、一部の意見については、より趣旨が明確になるよう文言を追記したり、意見を踏まえた修正をしたりし

ているところである。

今後のスケジュールについて、パブリックコメントの結果概要と、パブリックコメントの意見全文、それに対する本市の考え方については、本日確認をいただけたらホームページで公開すべく手続を進めていきたいと考えている。また、基本方針の本文については、本日いただく意見も踏まえて修正するとともに、最終的な文言等の確認を行い、体裁を整えて次回以降の教育委員会会議で議案として諮り、議決をいただけたら市長決裁にて確定していく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 前回の委員会会議で確認しておけばよかったなと思いますけれども、今回の識字・日本語教育基本方針ということで、識字と日本語教育の概念の違いは何かと聞かれることは多分あると思うので、説明していただいて、そういった概念の違いによってこの後に展開される施策の違いがあるのかどうかと、少しそこだけ確認をさせていただきます。

【飯田生涯学習部長】 本基本方針においては、方向性1のところ①として入門基礎レベルの日本語学習機会、②交流を通した識字・日本語学習機会ということに分けて記述をしております。まず、①入門・基礎レベルの日本語を学ぶ場、これがいわゆる普通に日本語教室とよく言われるものに値すると思うのですが、日本語教育に関する専門的な知識・技術を持った日本語教師等によりまして、体系的なカリキュラムに基づいて、主には教授者と学習者の立場で、単方向、一方向で教えるというのが、いわゆる日本語教室かなと思っております。

一方、これに対しまして、②交流を通した識字・日本語教室ですけれども、本市におきましては、もともと識字学級、識字教室といたしまして、なかなか学習の機会が保障されなかったり阻害されてきたりしたことにより、会話はできても読み書きができないことで日常生活に困難を感じている方々などを対象といたしまして、読み書きにとどまらず、阻害されてきた自立をめざすとともに、社会の構成員として地域や社会との関わりを深めていくための営みを含めた幅広い取組ということで、学習者の方と学習支援者、この場合の学習支援者は主に日本語教育の資格を持たないボランティアの方が中心になりますけれども、そういった方々、あるいは学習者同士が、その生活や学習者が興味・関心を持っている事柄などをテーマにしながら、双方向のコミュニケーションを通して、ともに学び自立

をめざしていくといった取組が進められてきたところでございます。特に識字学級における理念は、最初の目的の「識字とは」の部分で識字施策推進指針からの文言を書いているのですが、「社会の主体的な構成員として、その社会自身をより良いものへと作り変えていくような、一連の知識、資質、技能、態度、能力、これらを身につけていく取り組みの総体のことである」と定義をしており、このような理念に基づいて取組を進めてきた識字学級に、近年では外国人住民が増加をしてきたということで、日本語を学びたい外国人の方も多く識字教室で学ぶようになってきて、識字学習者、日本語学習者が分け隔てなく、交流を通してともに学びを進めるという意味で、地域の識字・日本語教室ということで、識字だけにとどまらない識字・日本語教室というのを本市としては実施しているということになります。この交流を通して学ぶ識字・日本語教室につきましては、本市がこれまで大切にしてきた識字の考え方、識字で培われた交流を通して学ぶ活動の蓄積を踏まえて、成人基礎教育の場として、今後もその充実を図っていこうと考えているところでございます。

【大竹委員】 それによって、施策の展開の違いというのはないということでしょうか。

【飯田生涯学習部長】 そうですね。どちらも施策展開を図っていかなければいけないのですが、特に①の入門基礎レベルの教室というのは、日本語が分からない外国人の方が増えているという現状において、こちらを急いでやっていかなければいけない部分かなとは思いますが、そういう学習機会を経られた方が、その後、地域の識字・日本語教室で引き続いて学ぶというようなことも今後起こっていくと思いますので、大きな変更点があるということではございません。「入門基礎レベルの日本語学習機会」と「交流を通した識字・日本語学習機会」、この両方の充実をそれぞれ図っていかなければいけないということです。基本的なところはこれまでの施策の上に継続してやっていくということになるかと思っております。

【多田教育長】 今回この方針が示された中で、飯田部長の説明では、日本語の部分とこれまでの識字の取組と両方の施策を充実していくということではおっしゃいましたけれども、実際、状況としては外国からたくさんの方が来られるとか、また在留資格の制度変更ですとかいろいろな動きがある中で、一体、どこが変わるのかなというところもあると思います。その辺りはどのように、今回のこの方針が定められる中で、一方で国のほうでも法律ができておりますので、そこを少しかみ砕いて説明をお願いします。

【飯田生涯学習部長】 主に新しく来日された外国人を中心とした方を対象とする日本語教室、こちらの需要が非常に高まってきているというのが現状でございます。ただ、現状この部分を担っているのは、私ども教育委員会事務局と大阪国際交流センターの2か所でやっている教室だけですので、実際には必要なニーズに十分対応できているか、受け皿が十分かという点、不十分であるというのが現状だと思っておりますので、ここをしっかりと充実させていかなければいけないかなと思っております。現状としましては、入門・基礎レベルの日本語学習機会が十分にニーズに対応し切れていないために、本来であればその入門・基礎レベルの日本語を系統的に学びたい方が、地域の識字・日本語教室に来てボランティアの方と交流しながら学んでいたりと、あるいは中学校夜間学級に入学されたりというようなことも実際にはあります。そういったことではなく、本当にその入門・基礎レベルの日本語を体系的に学びたいという方に対しては、十分そのニーズに応えられるだけのものをしっかりと提供していかなければいけないかなと思っております。そのことによって、入門・基礎レベルの日本語学習を終えられた方が、地域の識字・日本語教室でさらに学びを深めていくということもあるでしょうし、中学校夜間学級で学ばれるということもあるかと思えます。また逆に、識字・日本語教室や中学校夜間学級で学ばれた方が、再び、もう少しレベルの高い学習機会に行かれるというようなことも含めて、ここは双方向に担っていくべきものかなと思っておりますが、現状では、とにかく入門の学習機会の部分が足りていないということが一番課題かなと思っておりますので、そこを充実させることで、学習機会の役割分担を明確にするべきというようなパブコメのご意見もありましたが、入門・基礎レベルのところの施策の充実を図ることによって、体系化とか役割分担といったことが明確にできていくのかなとは考えております。

【多田教育長】 実際には、庁内の推進組織もあるのですけれども、これは人権一般を所管しております市民局ですとか、経済振興を所管する経済戦略局ですとか、ほかに、もちろん教育委員会も、この方針を示した上で、これは市長から最終的にご意見をいただくことになっていきますので、庁内的にもそれぞれの部局の役割をしっかりと踏まえた上での今後の取組方針を、またそれぞれ議論していくことになっていくということです。

【森末委員】 すみません、こだわりますけれど、この「識字・日本語教育」という言葉を少し教えてほしいです。「日本語教育の推進に関する法律」、ここでは「日本語教育」と書いてあるだけで、「識字・日本語教育」と書いているのですか。まず端的に、その辺りを聞かせてください。

【飯田生涯学習部長】 ここに書かれているのは、「日本語教育」です。

【森末委員】 そうですね。今回「識字・日本語教育」としたのは、大阪市が独自にそうしたと、こういうことでいいですね。

【飯田生涯学習部長】 そうです。大阪市の計画を踏まえて。

【森末委員】 そうすると、識字と日本語教育というのは一体と読んでですよ、字を判別できるかどうかは識字ですね。日本語はそれを判別した上で使うと、そういうことでいいですね。特にその二つ、識字のことについて別の施策があるというわけではないということです。

【飯田生涯学習部長】 そうです。それは一つの施策です。成人基礎教育という一括りの中でしていくことだと思っております。

【森末委員】 次の質問ですけれど、このパブリックコメントの「被差別部落の識字に係る記載が不十分」というコメントがあって、これに対応して今回は少し変えてもらって、「部落差別や貧困等により義務教育が十分に受けられなかったことで、読み書きに不自由している方々を対象とした識字学級」、これはもともとあったのですね。それにプラスして「部落差別の解消や住民の自立をめざす取組として、被差別部落において順次開設された」とこう書いてあるのですね。ここまで書くのがいいのかどうかというのは、別の議論があるかも分からないですね。要するに、それは分からないですけれど、被差別部落において、場所も特定して開設されたということまで言うほうがいいのか、言うべきなのかという問題ですね。パブリックコメントに対応されたということは分かるのですけれど、別の問題を起こさないかなという懸念が少しあるのですよね。ないなら私はいいのですけれど、その辺りはどうでしょうか。

【飯田生涯学習部長】 そうですね。多分、森末委員がご心配いただいているようなことを考えて、もともとの文章を作っていたということで、同じような考え方かなと思います。ただ、実際いわゆる旧同和地区といいますか、そういった方々からのご意見としてそこをしっかりとやはり歴史を大事にしてほしいという思いが大きくご意見としてありましたので、それを踏まえると記載するほうが適切かなと考えたということです。

【森末委員】 今のところがポイントなのですけれど、このコメントを書かれた方の記載が、不十分な取り上げだと、この場所が被差別部落において開設されたことも書くべきだということまで言っているのかなという気がして、それだったら寧ろ「部落差別の解消や住民の自立をめざす取組として、順次開設された」でもいいのではないかなという気

がしました。あくまで場所を特定するというなら、それに従うのも一つの考え方ではありますが、そこはどうですか。

【飯田生涯学習部長】 「被差別部落で」ということを書いてこられた方もいらっしゃるのと、私たちは理解をしております。ただ、大半の方が書いておられたのか、一部の方だけなのかというところをもう一度確認をさせていただきまして、確かに森末委員がおっしゃったように「被差別部落において」という言葉が不要であるというのも一つ、不要というか、寧ろないほうがいいというお考えも当然あるとは思いますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

【森末委員】 要するに、この識字・日本語教育というのをやってきたのが、やはり従前の部落差別とかを解消する取組として行ったということを訴えたのであれば、そこまで書かなくてもいいかもしれませんね。ちょっと検討してください。

【飯田生涯学習部長】 はい、ありがとうございます。

【平井委員】 問われるのは、質だと思います。入門・基礎レベルはこれでよいと思いますが、併せて、モチベーションの維持と学習の継続性をどのように構築するかが重要です。ホームページに出される以上、こちら側のメッセージが十分に伝わるよう工夫してほしいです。識字教育、日本語教育という点では、今後、日本語教員のハードルが下がるようですので、成り手を開拓することも必要だと思います。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。先ほど教育長からありましたように、庁内の部会などで具体的なことも含めて検討してまいりますので、今、ご指摘いただいたことを踏まえて、検討してまいりたいと思います。

【平井委員】 庁内だけではなくて、もっと広い視点で見たほうがいいのではないですか。

【飯田生涯学習部長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【赤木委員】 ボランティアが不足しているとか、ボランティアに謝礼を支払うべきという意見があるのですが、ボランティアとは言いますけれど、私はボランティアに謝礼を支払うべきという意見に賛成です。そのボランティアとはどういう人たちを考えているのかというと、例えばリタイアした高齢者あるいは学生を考えていらっしゃるのかもしれませんが、勤務している大阪教育大学でも奈良県香芝市に接していきまして、その香芝市のボランティア団体が留学生の面倒を見てくれています。日本語の指導をしたり、あるいは文化的な催しをしたり本当に丁寧にしてくれていて、でも、その方たちは非常に

どう見ても裕福、余裕がある方々なのです。でも、その方たちももう大分お年になってきて、そろそろということをおっしゃっているのですけれど、今そんな余裕のある高齢者はそんなにいないと思います。ボランティアをする気持ちはあるけれども、やはりせめて交通費をもらいたいとか、少ないけれど謝礼があればできるのにといい方たちもすごく多いと思います。学生も本当に見ていると余裕がないのですね、経済的に。それと近頃の学生はすごくボランティア精神があります。何か役に立ちたいという気持ちはすごく、私が大学生だった頃よりも本当にあって、でも、やはり交通費も何もなかったら気持ちだけではできないということがありますので、ぜひ、やはり予算を確保して謝礼をとという方向でなければ集まらないのではないかなと思います。それと、今、出身国の話がありましたけれど、中国、韓国、ベトナム、ネパールとかも多いですけれど、そういう人達で、もう既に日本に定着している人達にもやはり入ってもらって、経験者ではないと分からない問題、どういうことに困るのか、言葉だけではなくて文化的に対応するのに困るのかということなど、ぜひ出身国の人達も、多い国の人達からまずということになると思うのですけれども、そういう人たちもやはりボランティアになってもらって謝礼を多少払う、そのボランティアとして入れてもらいたいというのが私の意見です。

【異委員】 市民の方、パブリックコメント809通ということで、非常に関心が高いことが伺えるなと思っております。受講者には、様々な事情で勉強することができなかった方、そして外国人の方など、ニーズもたくさんあるのかなと。自分なりのペースで学べるのは、やはりいい施設だなと思っております。大阪市では、ホームページで調べたところ、ホームページごとに違ったのですけれど、30教室ぐらいあるのかなと。30から39ぐらい場所によって数が違ったのですけれど、他都市と比較してかなり多いと感じました。この教室数も違っていただければご指摘いただきたいのですけれど、やはり本市はすごくニーズが高いと思ったのと、あとはつくったものを、教室をやめるということはすごく大変なことで反対意見もあると思います。しっかりその定員と言いますか、通学している人が0人とか5人以内ということもないのかなとは思っているのですけれど、このやはり教室数に関して、その辺りのニーズというか受講数まではいかなくても、少し教えていただきたいと思いました。もう一つは、赤木先生がおっしゃったところは私も全く同感で、調べたところ、ボランティアの条件といいますか、週に1回約2時間、無報酬、交通費なども自己負担ということで、行けば行くほど赤字というところがやはりなかなかこれだけの教室の課題でニーズがあって回していくのに、ボランティアの確保がすごく課題になってくるのではないかと思

っています。また、このボランティアの管理とか、誰でもいいわけではないと思うので、その指導・研修、ボランティアは研修をされているのか分からないのですが、ある程度の資格があるのかとかも含めて、その辺りボランティアの方の条件なり研修なりというところも教えていただければと思います。

【飯田生涯学習部長】 今、教室の現状というところでございますけれども、交流を通した識字・日本語学習機会でもいいまして、学習センターで開催されている教室が9教室、教育委員会で所管しているものが34教室で、その他、クレオ大阪とか区民センターなどでされているものが7教室といったことで、かなり数としてはたくさんあるかと思えます。ただ、ボランティアの方の数が足りていないという現状もありますので、各教室で、やはりボランティアの数に応じた受入れしかできていないということがあります。ですの、ボランティアの方が少なければ、やはり学習者の方もそんなにたくさんはむやみに受け入れられないというところがあるので、その辺りは本当にボランティアの問題というのは大きいなと。赤木委員がおっしゃっていただいた謝礼の問題を含めて、非常に大きな課題であるかなと考えております。そのボランティアの方々に向けての研修ということですが、この研修を受けないとボランティアができないというわけではないですが、ボランティアの入門講座をしておりまして、その中でいろいろ学習者への接し方とか教室はこういうふうに運営されているとか、そういったことを一通り学ぶ講座は実施しております。また、ボランティアを実際されている方に対しても、コーディネーターの方の研修であるとか、そういった形でのいろいろな学習機会、また、教室の中で学習会をしたいということであれば、それにもそんなにいくつもできるということではないのですが、対応ができるような体制は取っているというところでございます。

【異委員】 ありがとうございます。これは教育委員会が講座を開設しているということですか。

【飯田生涯学習部長】 ボランティア入門講座は教育委員会がしておりますし、ほかに国際交流センターでもボランティアの講座はしております。

【異委員】 これはどれぐらいの、具体的に講座数とか時間としては。なかなか日本語は、自分達が話せても、教え方というのがなかなか習う機会もないですし、私も教えてと言われたらどのように教えたらいいのかというところもあると思うので、どんな研修をされているのかなと。

【比嘉生涯学習担当課長】 ボランティアの研修は、私どもの指定管理施設である総

合生涯学習センターというところが主にしているのですけれども、入門講座というのは大体10回シリーズを年1回しているのと、ほかにスキルアップ研修ということで、これはボランティアの方達が日頃いろいろな悩みを持っていることなどを研修するスキルアップ研修というのが、大体年に2回か3回ぐらい行っています。正確な数字は申しあげられなくて申し訳ないのですけれどもしております。そのほかコーディネーター研修ということで、識字・日本語教室のボランティアのお世話をするコーディネーターの研修を年3回しているところです。コーディネーターにつきましては、一定の謝礼というのを支払っているところでございます。

【異委員】 ありがとうございます。では年に入門講座を10回ぐらい受けて、ボランティアの指導に当たるということですよ。

【比嘉生涯学習担当課長】 そうですね。入門講座は、やはり基本的な心構えですとか、大阪市のそういう日本語を学びたい人たちの現状とか、そういうところの本当の入門講座ですので、実際の教え方とかそういうのは本当に実地で先輩から学んでいるようなことが現状だと思います。

【異委員】 ありがとうございます。これはちなみに受講生は月謝制とかですか。1回幾らとかですか。

【比嘉生涯学習担当課長】 原則、無料です。

【異委員】 原則無料なのですね、なるほど。留学生とかが通っている日本語学校の平均学費などは、年間60万とか90万ぐらいしますもので、それに比べたらすごく低価格で導入としては皆さんいいのかなと感じました。ボランティアが少し課題かなと、私も思いました。

【比嘉生涯学習担当課長】 すみません。無料というのは、識字、交流を通した識字・日本語学習機会のほうで、入門基礎レベルにつきましては、一回1クールで1万円です。

【飯田生涯学習部長】 すみません、教育委員会で実施しているものは、基本的には受講料無料で教材費だけをいただいているという状態です。国際交流センターでされている事業につきましては、受講料が1万円ということでしております。

【異委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 パブリックコメントが出た形で基本方針ということで、以前に出した素案を案という形で、一旦整理をさせていただきました。今日、ご指摘いただいた中で、識字の目的なり成り立ち、経過も含めて、パブリックコメントでいただいたその趣旨と、

あとそれを踏まえた行政文書としてこの計画に適切な表現になっているのかどうかと、これの確認をしたいと思います。それと、やはり非常に変化の激しい分野であるということでもありますので、ご意見をいただきましたように、総合的な目線で取組を進めていくということで取り組んでいきたいと思います。また、ボランティアの関わりにつきましては、謝礼の問題ですとか、それこそ担当局によっても処遇が変わるというようなところもありますので、これはまた調整をできる限り、そういったところで意見の共有というところから始めることができればと思います。今日、様々なご意見をいただきましたので、そういったことも含めて案として次回の会議のほうに向かってまいりますので、よろしくお願いします。

議案第100号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校教諭で処分内容については、懲戒処分として停職3月とする。当該教諭は、令和5年4月、大阪市北区の商業施設内のトイレにおいて、洗面台の上にあった他人のかばんを持って個室に入って、かばん内の財布に現金2万円程度があることを確認した上で、そのかばんごと窃取したというものである。当該教諭が窃盗を認めたことから、窃盗容疑で現行犯逮捕された。同年9月、当該教諭に対して聞き取りを行ったところ、当該教諭は本件事案が事実であることを認めた。大阪地方検察庁から、窃盗被疑事件について不起訴処分と告知された旨、報告を受けたということである。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第101号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校事務職員で、処分内容については、懲戒処分として停職2月とする。当該職員は、前任校の小学校において、令和5年1月に戒告処分を受けたにもかかわらず、教職員の現金給与の支給遅延等の非違行為をしたというものである。本件事案1について、当該職員は口座振替不能となった児童1名の令和2年4月分の学校徴収金を誤って二度徴収したが、二重徴収とな

った900円を保護者に返金せず、金庫に放置した。また、令和4年5月に転入した児童2名分の学校徴収金3,000円を現金徴収し、金融機関への入金、システムへの登録を失念したことで二重徴収となり、保護者に本来返金すべきものを返金せず、金庫に放置した。合わせて3,900円の現金は、それぞれ封筒に入った状態のまま令和5年4月まで金庫内に放置されており、今年度、同校に着任した事務職員が初日に事務室内の金庫を確認した際に発見をしたものである。本件事案2について、当該職員は、同校学びサポーターの令和4年12月分から令和5年3月分の4か月分の現金支給分の給与1万5,239円を学校の資金前渡口座から出金した後、本人への支給を怠り、令和5年4月まで金庫内に放置した。この現金も先ほどの事案と同様に、着任した事務職員が金庫を確認した際に発見した。また、当該職員は、支給ができていないにもかかわらず、全額交付したとして精算報告書を作成し、決裁を得ることなく学校運営支援センターに提出をしていた。さらに、令和2年度から4年度の5名の給与を現金支給する際に、受領印や署名を徴収していなかったことも追加の調査で判明したところである。本件事案3について、当該職員は、令和3年3月頃、児童1名の保護者から学校徴収金の口座振替依頼書の提出を受けたが、処理を失念し、編纂せずに廃棄書類などと混在させた状態で放置をしたまま、令和5年3月に定年退職を迎え、現任校に異動した。こちらについても、着任した事務職員が書類整理をしていたところ発見したものである。本件事案4について、当該職員は、令和5年3月頃、任期付講師の扶養手当申請手続において、講師から預かった添付書類等を学校運営支援センターに送付することなく紛失したというものである。3月中に電子申請のみが学校運営支援センターに届いていたために、4月に入って添付書類等が未提出であるとの連絡が学校に入り、紛失が発覚した。また、改めて点検を行った結果、令和3年度の校園契約における比較見積りで、相手方から提出された見積書5件も紛失していたことが発覚したところである。本人は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この方は、再任用職員ですか。言葉は悪いですけど、少し身体的なというか、認知症的なものがあるのかも分からないので、健康診断とかは再任用でももらいますよね。その辺りはいかがですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 ありがとうございます。この職員の更新に当たりまして、委員ご指摘のように、更新に当たっての通常の手続は踏んでおりますので、そ

うした健康状態に何か特に問題があったとは考えておりません。

【森末委員】 なるほど。そうしますと、職業倫理観や規範意識が欠如していた、こういうことですね。はい、結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第102号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対し懲戒処分を行うものである。被処分者は、中学校教諭で処分内容については、懲戒処分として減給1月とする。当該教諭は、令和5年5月、自身が顧問を務めていたサッカー部において他の生徒を指導していた際に、関係生徒から腕をつかまれ指導の邪魔をされたと思い、前かがみになった関係生徒の首を両手でつかんで体を引き起こした。関係生徒の保護者から主顧問に対し、本件事案に関する相談があつて、教頭が当該教員に対して確認をしたところ、当該教諭は暴力行為を認めた。当該教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 多分、暴力の連鎖ということだと思うのですが、この先生は、おそらく自分が部活動をしているときに普通に行われていた、自分がやはり受けてきたことで問題がなかったのやってしまうというね。反省の弁を書いていらっしゃいますけれども、やはりどうしたらいいのかというと、もう研修を繰り返すしかないのかなと。事が重大になって初めて気づくということで。自分がそういう指導を受けてきたので、もう思いもよらなかったということだと思うので、繰り返し、しつこいぐらい研修などの周知徹底を図るしかないのかなという印象を持ちました。

【多田教育長】 ありがとうございます。部活指導中の事案でもございますので、これまで大阪市、学校、大変革ということでやっていますので、この教諭については十分反省をした上で、今後また教壇に立つこともございますでしょうし、しっかりとそういう研修なり指導なりを行うというようなことでお願いしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
